

【岡山版】

成年後見人等の意思決定支援に関する  
ガイドライン

岡山意思決定支援プロジェクトチーム

【令和3年3月改訂】

## はしがき

平成29年3月24日に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」といいます。）では、「成年後見制度においては、後見人による財産管理の側面のみを重視するのではなく、認知症高齢者や障害者の意思ができるだけ丁寧にくみ取ってその生活を守り権利を擁護していく意思決定支援・身上保護の側面も重視し、利用者がメリットを実感できる制度・運用とすることを基本とする。」ものとされており、また、「後見人が本人に代行して法律行為をする場合にも、本人の意思決定支援の観点から、できる限り本人の意思を尊重し、法律行為の内容にそれを反映させることが求められる。」とされています。

基本計画において示されたこのような目標を達成するために、岡山県においては、平成30年9月、岡山家庭裁判所で成年後見等事件を担当する裁判官、書記官及び家庭裁判所調査官と、成年後見人等の豊富な経験を有する岡山弁護士会、岡山県司法書士会、岡山県社会福祉士会所属の弁護士、司法書士、社会福祉士とで構成される「岡山意思決定支援プロジェクトチーム（P T）」を立ち上げて、検討と意見交換を重ね、令和元年9月、意思決定支援の在り方についての指針として本ガイドラインを公表いたしました。本ガイドラインは、岡山県内において、専門職後見人のみならず、市民後見の方にも広くご活用いただいてきたところです。

その後、全国的な動きとして、令和2年10月に、最高裁判所、厚生労働省及び各専門職団体をメンバーとする「意思決定支援ワーキング・グループ」によって「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」（以下「全国版ガイドライン」といいます。）が公表されるに至りました。そこで、岡山版である本ガイドラインにつきましても、全国版ガイドラインの内容を踏まえてブラッシュアップし、より使いやすいものとして改訂をいたしました。

成年後見人・保佐人・補助人に選任された方が、本ガイドラインに則って、本人の意思を尊重した後見等事務を行っていただくことにより、成年後見等制度が利用者にメリットを実感していただける制度・運用となることを目指したいと考えております。

令和3年3月（改訂）

岡山意思決定支援プロジェクトチーム（P T）

岡山家庭裁判所判事	渡 部 佳寿子
岡山弁護士会弁護士	竹 内 俊 一
同	西 尾 史 恵
岡山県司法書士会司法書士	秀 岡 康 則
同	義 國 啓 一
岡山県社会福祉士会社会福祉士	今 岡 清 廣
同	尾 崎 力 弥
同	林 田 哲 弥

## 目 次

### 【意思決定支援の基礎知識】

1, ガイドライン作成に当たって	
2, 成年後見人等の役割	
3, 意思決定支援の考え方.....	3
4, 意思決定支援が必要な場面.....	4

### 【意思決定支援の方法】

1, 本人の意思決定支援のための基盤づくり（前段階）.....	5
2, 意思決定支援が必要な個別課題が発生した場合	
3, 振り返り .....	9

### 【付録】

意思決定支援の流れ（フローチャート図）

別紙1 個別課題発生時における意思決定支援のためのアセスメントシート

別紙2 本人の意思推定又は本人にとっての最善の利益に基づく代行決定のためのアセスメントシート

別紙1の記載例 親族への経済的支援

意思決定支援の実践例（事例1）

事例1の記載例（意思決定支援の場面）

意思推定アプローチの実践例（事例2）

事例2の記載例（意思決定支援の場面）

事例2の記載例（本人の意思推定に基づく代行決定の場面）

最善の利益に基づく代行決定の実践例（事例3）

事例3の記載例（本人にとっての最善の利益に基づく代行決定の場面）

## 【意思決定支援の基礎知識】

### 1. ガイドライン作成に当たって

意思決定支援とは、判断能力が不十分な人であっても、本人がその能力を最大限に活かして、日常生活や社会生活に関して自らの意思に基づいた生活を送ることができるようするため、成年後見人等<sup>1</sup>を含めた本人に関わるあらゆる人が行う、本人との関わり方の基本的姿勢のことをいいます。意思決定支援は、本人が必要な情報を理解できるように提供し、本人の表明した意思、意向、好みを尊重することから始まります。

本ガイドラインは、成年後見人等に選任された全ての方が、本人の意思決定を支援するための考え方と方法を身に付けていただけるよう、専門用語を使わず、簡潔に記載しています。

### 2. 成年後見人等の役割

- ① 成年後見人等は、本人の権利を擁護する「権利擁護者」です。
- ② 権利擁護の柱として、意思決定支援、生活支援、法的支援がありますが、意思決定支援が基盤であり、それを基に生活支援や法的支援を行うことが必要です。
- ③ 権利擁護は、本人を中心とし、また、本人を支援する親族や支援関係機関など（以下「支援者」といいます。）と協働してチームで行うことが重要です。
- ④ 成年後見人等は、本人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行っては、本人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならないとされています（民法第858条）。

### 3. 意思決定支援の考え方

- ① 全ての人は基本的に意思決定の能力<sup>2</sup>を有している、と捉えます。

意思決定の能力とは、本人が周囲からのサポートを受けつつも、ある意思決定に必要な情報を理解し、その情報を頭の中に保持した状態で、いくつかの情報や選択肢を比較して考え、意思決定したことを口頭や手話、身振り手振り、その他の手段で表現することができることをいいます。

---

<sup>1</sup> 保佐人、補助人、任意後見人を含みます。

<sup>2</sup> 意思決定の能力は、法律的な概念ではなく、有効に契約等をすることのできる意思能力を指すものではありません。

（後見類型＝意思決定能力を欠いている、とみなさないことが重要です。）

- ② 意思決定の能力は、本人の能力のみを指すものではなく、意思決定支援を行う支援者の支援力を包含した概念として捉えることが重要です。また、支援者との関係性、本人の精神状況、人的環境、物的環境など様々な要因の影響を受けることを常に念頭に置くことが重要です。  
（意思決定能力＝本人の個別能力＋支援者側の支援力、と捉えます）
- ③ 意思決定の中心には常に本人を置き、本人のことを本人抜きで決めません。成年後見人等は、本人の意思や想いに寄り添い、本人の能力を最大限に活かせるよう、本人の力を引き出して、現実的に達成可能な意思を形成・表明できるよう支援することが大切です。
- ④ あらゆる意思決定のための支援が尽くされた上で意思決定が不可能な場合に限って意思決定能力を欠いているとみなされ、最終手段として成年後見人等による代行決定を行う必要性が生じます。
- ⑤ 意思決定支援、代行決定のいずれにおいても、成年後見人等のみでなく、支援者を含むチームで行うことが大切です。
- ⑥ 成年後見人等の役割には、本人の表明した意思を実現できるよう意思実現支援を行うことも含まれます。
- ⑦ 一度代行決定をした場合でも、新しい課題や場面に至ったときは、改めて本人の意思決定支援を行うようにしましょう。

#### 4. 意思決定支援が必要な場面

本人の意思決定が必要な課題や場面は多岐にわたりますが、本人の立場であれば、本人抜きで決めないで欲しいと考えられる重要な事項、具体的には、①施設への入所契約締結など、本人の居所に関する重要な決定をする場合、②自宅の売却、高額な資産の売却など、法的に重要な決定をする場合、③特定の親族に対する贈与・経済的援助を行うなど、直接的には本人のためとはいえない難しい支出をする場合（以下、これらの場合を「個別課題」といいます。）などは、本ガイドライン所定の様式を用いながら意思決定支援を行ってください。課題が日常的なものである場合は、本ガイドラインの考え方方に則って本人への意思決定支援を行ってください。

## 【意思決定支援の方法】

### 1. 本人の意思決定支援のための基盤づくり（前段階）

本人・支援者との関係の構築が、意思決定支援の第一歩です。

成年後見人等に選任された場合、まずは、なるべく早期に、以下の2つのことを行ってください。

① 面談などによって本人との信頼関係構築に努めましょう。

本人は、自分の気持ちや意思を表明することが苦手な場合があります。「あなたの気持ちを教えてほしい」など、成年後見人等は本人の味方であることを伝え、本人が安心して自由に話せる雰囲気を作るよう工夫しましょう。

② 支援者とのミーティング<sup>3</sup>を実施して、支援・連携の体制を構築しましょう。

<日常の支援者（例）<sup>4</sup>>

- 親族
- 成年後見等監督人
- 介護支援専門員（ケアマネージャー）・ヘルパー・デイサービス責任者（介護保険を利用している場合など）
- 相談支援専門員・サービス管理責任者（障害福祉サービスを利用している場合など）
- 施設長・施設ケアマネージャー・相談支援員等（施設に入所している場合）
- 行政担当者・地域包括支援センター担当者・中核機関担当者・障がい者基幹相談支援センター担当者
- 主治医・看護師・公認心理師・臨床心理士
- 医療ソーシャルワーカー・精神保健福祉士
- 民生委員・自治会役員（本人と地域社会との間につながりがある場合）
- その他（近隣住民、大家等）

このプロセスの中で、意思決定を支援する上で基礎的な情報となる、以下の2点の把握に努めましょう。

① 本人の状況の把握

（本人の願い・本人の価値観・生活歴・生活の状況・本人の理解力や判断力等）

---

<sup>3</sup> 地域ケア会議やサービス担当者会議など既存の会議の機会を活用してもよいですし、成年後見等開始を機に新たに招集することでも構いません。

<sup>4</sup> あくまで例示であり、全員を招集する必要があるという趣旨ではありません。

- ② 本人の意思決定において重要な役割を果たしている人又は本人が最も信頼している人は誰か

→本人面談及びミーティングの結果を後見等事務報告書に記載して、家庭裁判所に提出しましょう。<sup>5</sup>

## 2. 意思決定支援が必要な個別課題が発生した場合

### (1) 基本的な意思決定支援のあり方

全ての人は基本的に意思決定の能力を有している、と捉えます。本人が自ら意思決定できるよう適切な支援を行いましょう。成年後見人等や支援者の意見・判断を本人に押しつけたり、成年後見人等や支援者が望ましいと思う方向に本人を誘導したりしないようにしましょう。

### (2) ミーティング開催の準備

このプロセスを実施するに当たっては、本人を中心に据えて、支援者を含めたチームによるミーティングで検討するようにしましょう。ミーティングの参加者は、1、の支援者や個別課題について専門的見地から意見を述べができる者のうち、その課題について本人に適切な選択肢を示すことができる者を選びましょう。<sup>6</sup>必要に応じ、成年後見人等と支援者だけで、ミーティングの趣旨や運営方法等について事前に打ち合わせることも検討しましょう。

また、ミーティングの開催が決まったら、開催の前に、本人にミーティングの趣旨を説明しましょう（本人が信頼している意思決定支援のキーパーソンから本人にミーティングの趣旨を伝える方法や、支援者数名と本人が趣旨を伝えるための事前ミーティングを開催する方法等があります。）。

---

<sup>5</sup> 後見等事務報告書に本人面談及びミーティングの結果を記載する欄を設ける方向で書式が改定される見込みですが、令和3年3月時点では改定未了です。書式改定までは適宜の方法で記載して報告しましょう。

<sup>6</sup> ミーティングは、課題について本人の意思を本人中心に聞き取るための会議であり、参加者の立場や意向を述べたり、本人を説得したりするための場ではありませんので、そういう方針を理解していただけない方が参加するのは相当とはいえません。ミーティングの参加者を誰にするかについても、本人の意向に配慮しましょう。

<sup>7</sup> ミーティングには、本人が参加することを前提とします。本人が多くの参加者の中で意思を表明することが難しい場合には、人数を限定するなど調整しましょう。ミーティングに参加していない人からの情報でも、重要な情報であれば、誰からの意見を誰が聞き取ったのかを明確にした上で、本人に情報を提供しましょう（その場合は、[別紙1] 個別課題発生時における意思決定支援のためのアセスメントシートの「意思を形成する支援」欄に提供した情報を記載しましょう。）。

### (3) ミーティングの方法

意思決定支援は、以下の①～③のプロセスで実施します。

#### ① 意思《形成》支援

本人が意思決定する際に必要な材料を本人が獲得でき、その上で検討できるよう支援します。意思決定するに当たり必要な情報を本人が理解し、メリット・デメリットや結果の予測などを比較検討できるよう、情報提供の内容と方法に留意しましょう。情報提供は、言葉によるものに限らず、パンフレット、写真、タブレット端末等の視覚的な資料を用いたり、ミーティングの前又は事後に見学や体験を行ったりするなど、本人にとってふさわしい形で行います。

見学や体験等を通して、本人の意思が形成される場合は、改めてミーティングを開催しましょう。

#### ② 意思《表明》支援

①のことを踏まえて本人が自らの意思を表明できるよう支援します。

本人が自分の気持ちや意思を聞いてもらえるという安心感を持てるよう、本人の意思を尊重する態度で接することが大切です。

本人の意思を引き出すために、平易な表現を用いたり、本人が理解しやすいよう質問の仕方を変えたりするなどして、可能な限り本人のペース、かつ適切なコミュニケーション手段を用い、本人が意思を表明できるよう支援しましょう。本人が表明した意思が真意かどうかについて、本人の従前の価値観や言動等との整合性に留意して確認しましょう。時間を空けて再度確認したり、第三者から改めて確認したりすることも大切です。

#### ③ 意思《実現》支援（支援計画）

成年後見人等は、本人が表明した意思を受け止めた上で、本人の意思を実現できるよう支援します。本人や支援者とともに、本人の意思をどのようにして実現していくかを検討し、計画しましょう。実現のために何が必要なのか、実現のタイミング・スケジュールや、役割分担なども検討しましょう。

→ [別紙1] 個別課題発生時における意思決定支援のためのアセスメントシート<sup>8</sup>に記入し、家庭裁判所に隨時あるいは定期報告時に提出しましょう。

---

<sup>8</sup> アセスメントとは評価の意味です。

#### (4) 本人の意思決定能力があまりないと思われる場合

個別課題が発生した時点で、その事項についての本人の意思決定能力が低いと考えられる場合でも、支援者と一緒に実行可能な意思決定支援を試みてください。

→ [別紙1] 個別課題発生時における意思決定支援のためのアセスメントシートに記入・検討し、後記(5)①又は②に当てはまる場合のみ、代行決定を行なうことができます。

#### (5) 代行決定がやむを得ない場合

##### ① 意思決定能力がない場合

(a)本人が遷延性意識障害（いわゆる植物状態）と診断されるなど、意思決定をすること自体が極めて困難である場合や、(b)意思決定をすること自体が極めて困難とまではいえないものの、個別課題について上記(3)①、②の実行可能なあらゆる意思決定支援を尽くしても、本人が意思決定をすることができず、かつ、意思決定の期限が迫っており、これ以上先延ばしにすると本人の不利益となる場合は、最後の手段として成年後見人等が本人に代わって代行決定を行ないます<sup>9</sup>。

##### ② 一見、意思決定能力が認められる場合でも代行決定がやむを得ない場合

上記(3)①、②の実行可能なあらゆる意思決定支援を尽くしても、(a)本人の表明する意思内容が本人又は第三者の生命・身体・その他重大な権利を侵害するものである場合、若しくは、(b)経済的な事情等により客観的に著しく実現困難な選択肢を本人が希望し続ける場合は、成年後見人等が代行決定を行ないます。

#### (6) 代行決定を行う場合の注意点

「1、本人の意思決定支援のための基盤づくり（前段階）」で把握した情報を基盤としながら、本人の意思を代弁しうる親族、支援者とミーティングを行うなどして、代行決定を行うようにします。成年後見人等が単独で決定を行ったり、成年後見人等自身の価値観をもとに決定を行ったりしないようにしましょう。

##### ① 本人の意思推定に基づく代行決定（意思推定アプローチ）

意思決定支援のためのミーティングの場においては、本人の意思を確認することができなかった場合でも、本人をよく知る支援者のチームでミーティング

---

<sup>9</sup> なお、本人に提供される医療に係る決定・同意を行うことについては、成年後見人等の権限に含まれているとはいえません。

<sup>10</sup>を開催し、本人の従前の言動、エピソード、本人の生活歴、好み等の具体的な情報を収集します。信頼できる情報を複合的な視点で評価し、根拠を明確にしながら、本人が自ら意思決定することできたとすれば、本人はどのような意思決定をするのかを推定します。

(a)本人の従前の言動やエピソード等の具体的な情報がなく、本人の意思を推定できない場合、又は、(b)推定される本人の意思が、本人又は第三者の生命・身体・その他重大な権利を侵害するものである場合、若しくは、経済的な事情等により客観的に著しく実現困難な選択肢である場合は、下記②の本人にとって最善の利益に基づく代行決定へ移行します。

②本人にとっての最善の利益に基づく代行決定（最善の利益に基づくアプローチ）

緊急判断が求められる場合でない限り、本人をよく知る支援者のチームでミーティングを開催し、具体的なエピソード等はなくても、把握できる限りの本人の従前の生活歴、好み、価値観等を尊重して、本人の立場に立って選択肢のメリット・デメリットを比較検討しましょう。本人にとっての最善の利益を実現できるよう努め、本人の権利や行動を不必要に制限することがないようにしましょう。

→代行決定に至った経緯を〔別紙1〕個別課題発生時における意思決定支援のためのアセスメントシートに記入した上、代行決定した場合の支援方針等を、  
〔別紙2〕本人の意思推定又は本人にとっての最善の利益に基づく代行決定のためのアセスメントシートに記入し、〔別紙1〕及び〔別紙2〕の2種類を、家庭裁判所に隨時あるいは定期報告時に提出しましょう。

### 3. 振り返り

個別課題について意思決定支援を行った後、2、(3)③の意思実現支援に基づいて、本人の意思が実現されているか振り返りをしましょう。代行決定を行った場合も、その結果などを踏まえ、そのプロセスが相応しいものであったか、振り返りをしましょう。また、1年を通じて個別課題がなかった場合にも、本ガイドライン「1、本人の意思決定支援のための基盤づくり（前段階）」における本人や支援者との関係を適切に保つことができているのか、振り返りましょう。

---

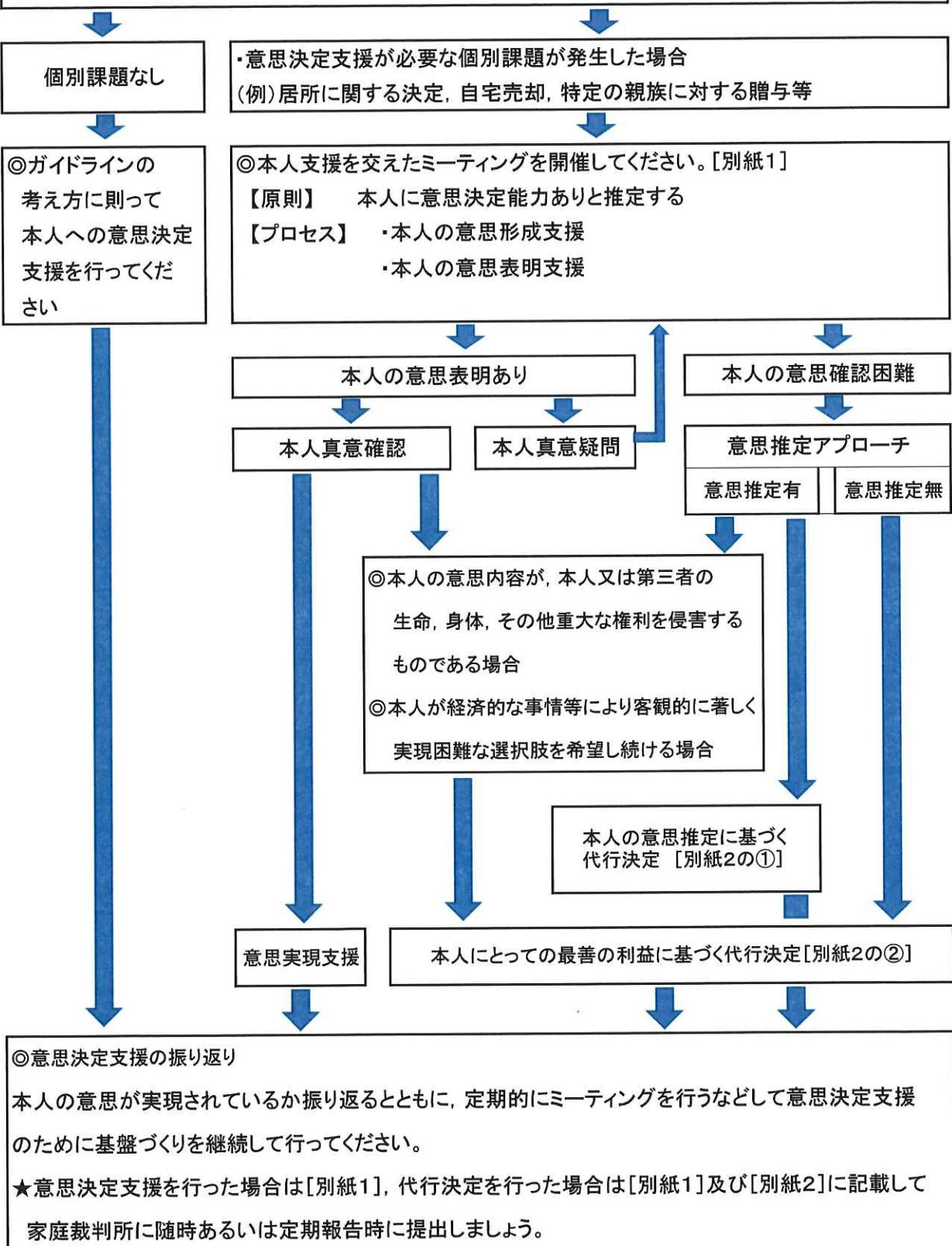
<sup>10</sup> 意思決定支援のためのミーティングで集まった機会を利用して、引き続いて行うことも考えられます。

## 意思決定支援の流れ

◎本人の意思決定支援のための基盤づくり(選任後1か月を目指として)

- ・本人との面談(本人との信頼関係構築、本人の状況把握等)
- ・親族その他支援者とのミーティング(支援・連携体制の構築等)

★本人面談及びミーティングの結果等を後見等事務報告書に記載して家庭裁判所に提出しましょう。



## 個別課題発生時における意思決定支援のためのアセスメントシート

【作成日】 令和 年 月 日

本人		アセスメント実施者	本人との関係 ( )
実施日	令和 年 月 日 時 ~ 時 (第 回)	場所( )	
ミーティング参加者 参加がある場合は□にチェックして( )に立場・氏名等を記入してください	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 親族 ( ) <input type="checkbox"/> ケアマネージャー ( ) <input type="checkbox"/> ヘルパー ( ) <input type="checkbox"/> その他福祉関係者 ( ) <input type="checkbox"/> 行政担当者 ( ) <input type="checkbox"/> その他行政関係者 ( ) <input type="checkbox"/> 地域包括支援センター ( ) <input type="checkbox"/> 障がい者相談支援センター ( ) <input type="checkbox"/> 医師 ( ) <input type="checkbox"/> 看護師 ( ) <input type="checkbox"/> 医療ソーシャルワーカー ( ) <input type="checkbox"/> その他医療関係者 ( ) <input type="checkbox"/> 民生委員 ( ) <input type="checkbox"/> その他地域関係者 ( )		
検討した課題は何ですか(居所の選定・親族への経済的支援・重要な財産の処分等)			
いつ、どこで、誰が問題提起して、本日に至ったのですか			
検討課題に関する本人の考えはもともとはどうでしたか			
意思を形成する支援	検討課題についてどのような選択肢がありますか		
本人が意思を表明する支援	検討課題についてどのようにわかりやすく情報を提供しましたか		
	本人が表明した意思(言葉・感情・態度等)をそのまま記入してください		
	本人の真意をどのように検討しましたか(表明された意思と真意が異なっていませんでしたか)		
ガイドラインに即して対応したかどうかを チームで確認して、OKであれば、□にチェックしてください	本人が表明した意思内容が 本人又は第三者の生命、身体その他重大な権利を侵害していませんか、若しくは、経済的な事情等により客観的に著しく実現困難な選択肢を本人が希望し続けていませんか⇒当てはまる場合は、[別紙2]へ移行してください		
チームの方針	<input type="checkbox"/> 本人以外の関係者の問題を本人の問題にすり替えていないことを確認した <input type="checkbox"/> 本人の表面的な言葉を安易に本人の意思と捉えていないか、本人の自己責任としていないかを確認した <input type="checkbox"/> 支援のしやすさを優先して、支援者のための根拠付けになっていないことを確認した <input type="checkbox"/> 結論を先に周囲が決めてしまい、後付けの根拠資料として使っていないことを確認した		
	検討課題についてどのような方針に決まりましたか(代行決定となった場合も支援方針を記載してください)		

## 本人の意思推定又は本人にとっての最善の利益に基づく代行決定のためのアセスメントシート

【作成日】 令和 年 月 日

本人		アセスメント実施者	本人との関係( )
実施日	令和 年 月 日 時 ~ 時 (第 回) 場所( )		
ミーティング参加者 参加がある場合は□にチェックして( ) に立場・氏名等を記入してください	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 親族( ) <input type="checkbox"/> ケアマネージャー( ) <input type="checkbox"/> ヘルパー( ) <input type="checkbox"/> その他福祉関係者( ) <input type="checkbox"/> 行政担当者( ) <input type="checkbox"/> その他行政関係者( ) <input type="checkbox"/> 地域包括支援センター( ) <input type="checkbox"/> 障がい者相談支援センター( ) <input type="checkbox"/> 医師( ) <input type="checkbox"/> 看護師( ) <input type="checkbox"/> 医療ソーシャルワーカー( ) <input type="checkbox"/> その他医療関係者( ) <input type="checkbox"/> 民生委員( ) <input type="checkbox"/> その他地域関係者( )		
検討した課題は何か(居所の選定・親族への経済的支援・重要な財産の処分等)			
代行決定がやむを得ない事情は何ですか	<input type="checkbox"/> 意思《形成》支援、意思《表明》支援を尽くしても、本人が意思決定ができず、かつ、意思決定の期限が迫っており、これ以上先延ばしにすることが本人の不利益となる場合 ⇒ 下記①へ <input type="checkbox"/> 本人の意思内容が、本人又は第三者の生命・身体・その他重大な権利を侵害する場合 ] 下記②へ <input type="checkbox"/> 本人が、経済的な事情等により著しく実現困難な選択肢を希望し続ける場合 <input type="checkbox"/> 上記を選択した理由:		
① 本人の代意思推定に基づく ② 本人に基づく ③ 代て行最決善定の利益に	本人の意思推定は可能ですか	<input type="checkbox"/> 推定可能 ⇒ ①本人の意思推定に基づく代行決定へ 可能と判断した理由: <input type="checkbox"/> 推定困難 ⇒ ②本人にとっての最善の利益に基づく代行決定へ 困難と判断した理由:	
	本人の意思推定のための根拠となり得る本人の言動、エピソード、生活歴、好み等の具体的情報		
	本人自らが意思決定することができたとすれば、どのような意思決定を行うと推定できますか		
	<input type="checkbox"/> 本人の推定意思が、本人又は第三者の生命・身体・その他重大な権利を侵害するものである ] 下記②へ <input type="checkbox"/> 本人の推定意思が、経済的な事情等により著しく実現困難な選択肢である		
	把握できる限りの本人の生活歴、好み、価値観等に関する情報		
選択肢(メリット・デメリット)			
③ 代て行最決善定の利益に	<input type="checkbox"/> 選択肢① <input checked="" type="radio"/> ●メリット		●デメリット
	<input type="checkbox"/> 選択肢② <input checked="" type="radio"/> ●メリット		●デメリット
	結論: 最善の利益に基づく代行決定の内容及びその理由		
代行決定の内容:			
選択した理由:			
ガイドラインに即して 対応したかどうかを チームで確認して、OK であれば、□にチェック してください		<input type="checkbox"/> 本人が意思決定支援を受ける機会が確保されていたことを確認した <input type="checkbox"/> 本人にとって重要な情報を十分に確認した <input type="checkbox"/> 支援のしやすさを優先して、支援者のための根拠付けになっていないことを確認した <input type="checkbox"/> 結論を先に周囲が決めてしまい、後付けの根拠資料として使っていないことを確認した	
チ ー ム の 方 針	検討課題についてどのような方針に決まりましたか(チームの役割や支援方針等を記載してください)		

## 個別課題発生時における意思決定支援のためのアセスメントシート

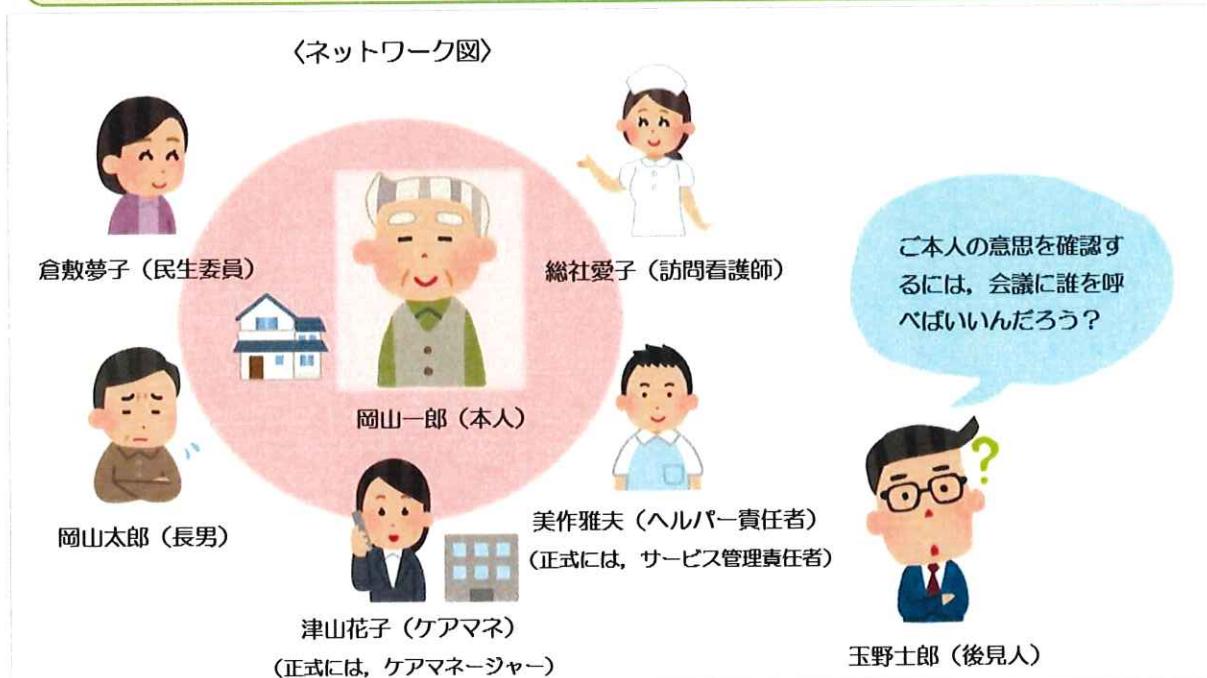
【作成日】令和2年3月2日

本人	岡山一郎	アセスメント実施者	玉野士郎(後見人)
実施日	令和2年3月2日 午後2時～3時 (第1回) 場所(本人自宅)		
ミーティング参加者 参加がある場合は□にチェックして( )に立場・姓名等を記入してください	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 親族 ( ) <input type="checkbox"/> ケアマネージャー ( ) <input type="checkbox"/> ヘルパー責任者 ( ) <input type="checkbox"/> その他福祉関係者 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 行政担当者 ( 中核機関職員 和氣五郎 ) <input type="checkbox"/> その他行政関係者 ( ) <input type="checkbox"/> 地域包括支援センター ( ) <input type="checkbox"/> 障がい者相談支援センター ( ) <input type="checkbox"/> 医師 ( ) <input type="checkbox"/> 看護師 ( ) <input type="checkbox"/> 医療ソーシャルワーカー ( ) <input type="checkbox"/> その他医療関係者 ( ) <input type="checkbox"/> 民生委員 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> その他地域関係者 ( 市民後見人 浅口六郎 )		
検討した課題は何ですか(居所の選定・親族への経済的支援・重要な財産の処分等)	(親族への経済的支援)長男岡山太郎の長男である岡山順一郎に対して入学祝いを含め経済的援助の意思があるかを本人に確認し、どの程度であれば適切かを検討する。		
いつ、どこで、誰が問題提起して、本日に至ったのですか	2月に岡山順一郎が東京の私立大学に合格したが、地元の国立大学が第一志望であったため、岡山太郎は当座の転居費用や学納金を全額賄うほどの自己資金の用意がないとして、本人からの経済的援助を期待している。本人も早速入学祝いも含めて100万円を送金したいと言い出したので、複数選任されている市民後見人から専門職後見人へ連絡があり、本日に至った。		
検討課題に関する本人の考えはもともとはどうでしたか	岡山順一郎は自分にとって初孫であり、かわいくて仕方ないので、できる限りの経済的援助をしてやりたい。		
意思を形成する支援	検討課題についてどのような選択肢がありますか		
	①岡山順一郎に対する入学祝いをしてよいか、どのくらいが適切か。 ②岡山順一郎の転居費用及び学納金について経済的援助をしてよいか、どのくらいが適切か。		
本人が意思を表明する支援	検討課題についてどのようにわかりやすく情報を提供しましたか		
	①本人の現在の預貯金は5,000万円を超えており、年間収支は黒字との状況を報告した。 ②専門職後見人が、岡山太郎から、その経済状況及び必要資金が申告どおりであることを確認した旨説明した。 ③専門職後見人が、もう1人の推定相続人である長女美作雅子から、入学祝いにしては100万円は高額なので本人自身の意思かどうかを慎重に確認してほしいとの要望があったことを説明した。		
チームの方針	本人が表明した意思(言葉・感情・態度等)をそのまま記入してください		
	①孫の中でも順一郎は特別かわいい。大学の費用が足りないというのだから、入学祝いとして100万円を送金したい。今後の生活費の仕送りをしてもよいくらいだ。 ②美作雅子はここ数年顔も見せていないのに、私のお金の使い方に口を出されるのは心外だ。		
本人の真意をどのように検討しましたか(表明された意思と真意が異なっていましたか)			
市民後見人は毎月2～3回程度訪問しているが、本人から毎回順一郎の自慢話を聴いており、初孫がかわいくて仕方ないのは承知している。一方で、美作雅子は全く顔も見せないと愚痴をたびたび聞かされている。			
本人が表明した意思内容が 本人又は第三者の生命、身体その他重大な権利を侵害していませんか、若しくは、経済的な事情等により客観的に著しく実現困難な選択肢を本人が希望し続けていませんか⇒当てはまる場合は、[別紙2]へ移行してください			
100万円の入学祝い又は経済的援助であれば、今後本人が施設入所する可能性を考えても、本人の生活を脅かすことなく、本人の意思を尊重することに問題はない。			
ガイドラインに即して対応したかどうかを チームで確認して、OKであれば、□にチェックしてください		<input checked="" type="checkbox"/> 本人以外の関係者の問題を本人の問題にすり替えていないことを確認した <input checked="" type="checkbox"/> 本人の表面的な言葉を安易に本人の意思と捉えていないか、本人の自己責任としていないかを確認した <input checked="" type="checkbox"/> 支援のしやすさを優先して、支援者のための根拠付けになっていないことを確認した <input checked="" type="checkbox"/> 結論を先に周囲が決めてしまい、後付けの根拠資料として使っていないことを確認した	
検討課題についてどのような方針に決まりましたか(代行決定となった場合も支援方針を記載してください)		①本人の意思どおり、岡山順一郎に対し、100万円の入学祝いを交付する。転居費用及び学納金の不足分もその100万円の中から賄える。②本人から順一郎に生活費の仕送りをしてもよいとの意思も表明されたが、岡山太郎からそこまでの要望はなく、継続的な支出にもなるため、必要があれば今後検討することとする。	

## 意思決定支援の実践例（事例1）

\*名称等は、ネットワーク図を参照してください。

この実践例は、基盤づくりやミーティングの開催方法、意思決定支援の進め方を具体的にイメージしていただくために、架空の事例を基に作成したものです。



### 1. 基盤づくり

#### ①面談による本人との信頼関係の構築

月1回程度、本人の自宅で面談を実施している。面談の度に本人の話に耳を傾け、受容的に関わることを繰り返している。

#### ②支援者とのミーティング

- 就任時に、本人、ケアマネ、ヘルパー責任者、訪問看護師等の支援者とミーティングを開催し、後見人の役割を説明するとともに本人の支援体制について協議した。その中で、連絡の流れについて、以下のとおりとした。
- ヘルパー責任者、訪問看護師等のケアスタッフからの情報は、ケアマネがとりまとめて必要に応じて後見人に連絡してもらう。また、必要に応じて後見人から長男に連絡することとした。ミーティングについては、介護サービスの変更等がある際に、ケアマネが開催する担当者会議に参加するほか、必要に応じてミーティングを開催することとした。

## 2. 基礎となる情報の把握

「1. 基盤づくり①②」を通じて、以下の内容を把握した。

### ●本人の状況の把握

- ・少し耳が遠いものの、大きな声でゆっくり話せば会話に問題はないこと
- ・退職後は、もともとの趣味であった囲碁に熱心に取り組んでいること
- ・家は亡妻の想いが詰まっており、苦労して住宅ローンを返済したこと
- ・長男は自慢の息子であり、孫をとても可愛がっていること

### ●本人の意思決定において重要な役割を果たしている人：長男

### ●本人が最も信頼している人：民生委員

## 3. 個別課題の発生（就任から1年後）

- ・入院をきっかけに身体機能が低下し、以前より転倒リスクが高まった。
- ・近隣住民・親族・後見人に對し、時間を問わず電話をかけるようになった。
- ・長男からも、本人の在宅生活はもう無理なのではないかと相談があった。  
⇒1人暮らしの生活に問題はないか  
『本人の居所に関する重要な決定が必要な場合』であると判断
- ・本人は在宅生活を続けたい一方、1人暮らしに対する不安もあり、施設入所を希望することもある。  
⇒ミーティングを開催し、本人が安心できる人に同席してもらい、適切な情報を提供するなどして意思決定支援を行う必要があると判断した。

## 4. ミーティングについて

### ・ミーティングの参加者

#### ①本人が信用している人

- ・県外に居住している長男・民生委員

#### ②本人の状況を把握している人

- ・在宅での介護サービスのプランを立てているケアマネ
- ・本人の生活の支援をしているヘルパー責任者
- ・本人の身体状況がわかっている訪問看護師

### ・ミーティングの開催場所

　本人が一番安心でき、また生活状況を把握できる自宅

### ・ミーティングの呼びかけについて

　ヘルパー責任者・訪問看護師・民生委員にはケアマネから連絡してもらい、長男には後見人から連絡した。

## 5. ミーティングの趣旨説明

- ・ミーティングの前日、ケアマネが本人宅を訪問し、ミーティングの趣旨を説明した。
- ・本人から「1人暮らしを続けたいと思っているが、だんだん体が動きづらくなってしまっており不安な気持ちはある。せっかく集まってくれるなら、みんなの意見や考えを聞いてみたい。」と発言があった。

## 6. ミーティングの様子

### 意思《形成》支援

- ・長男から、転倒があったことや電話が頻回にあることなどから、在宅生活の継続について心配している旨が述べられた。
- ・ケアマネ・訪問看護師・ヘルパー責任者・民生委員から、本人の普段の生活の状況について、説明してもらった。転倒リスクの増大（特に入浴時）と、不安感の増大が課題として挙げられた。
- ・その課題に対してとりうる選択肢としては、①介護サービスを増やすして在宅生活を継続する、②施設入所する、③長男宅に転居して同居する、の3つが挙げられた。
- ・①についてケアマネから、ヘルパーなど支援の回数を増やす、家屋環境整備などの提案と説明がなされた。
- ・②については、いくつかの施設のパンフレットをもとに、サービスの種類・内容・費用等をケアマネから丁寧に説明してもらった。
- ・③については、長男から長男宅の事情（部屋の間取り上本人のための自室を確保できないこと、孫が受験を控えていること）を説明してもらった。
- ・後見人からは、経済的には①でも②でも可能であることを説明した。

### 意思《表明》支援

- ・本人が一番信頼している民生委員から「遠慮せずに、岡山さんの本当の気持ちを言ってくださいね。」と意思の表明を促してもらった。
- ・本人が語る以下の内容を、ミーティング参加者が受け止めた。  
「体が以前より思うように動かなくなってきたことや、ヘルパーから生活の細々したことを指摘されてストレスだった。だから電話を多くかけるようになっていた。いろいろあるが、やはり家で暮らしたい。」
- ・その場では表明されなかった本人の普段から語っている思いを民生委員と後見人が代弁した。

民生委員「岡山さんは、家で最期を迎えるといつも言っています。ただ、長男さん一家に会えないことが寂しいようで、お盆や正月に遊びに来てくれたら家もにぎやかになるのに・・と話されています。」

後見人 「ご自宅は苦労して建て、亡妻との思い出が詰まっているので、出来る限り自宅で過ごしたいという思いを持たれています。」

#### ★本人の意思

ケアマネが提案してくれたように、自宅の環境整備や介護サービスを増やして在宅生活を継続したい。でも、担当のヘルパーは交代してほしい。

#### ・真意かどうかの確認

長男「家族としては、1人で倒れてないか心配だから、見守られている施設のほうが安心。父としては、たとえそうなる危険があっても、さっき言ったように自宅での生活を希望するってことでいいの？」

→本人「転倒の危険性があることはわかっているが、家で暮らしたい。」

#### 意思《実現》支援

本人の意思を実現するため、以下のことを本人同意のもと決定した。

#### ●本人が安心して自宅で生活できるように支援する。

##### 【主に転倒防止】

- ・自宅内への手すり・ポータブルトイレの設置（ケアマネ/すみやかに）
- ・自宅内の整理整頓（長男/1か月後）
- ・安心して入浴できるようデイサービスの導入（ケアマネ/すみやかに）

##### 【主に不安軽減】

- ・ヘルパーの交代の検討（ヘルパー責任者/すみやかに）
- ・電話の回数を増やす・年に数回は自宅を訪問（長男・孫）

##### 【その他】

- ・要介護1の状態でないため介護保険区分変更申請（後見人/すみやかに）
- ・定期的にミーティングを実施する（全員/3か月に1回）

## 個別課題発生時における意思決定支援のためのアセスメントシート

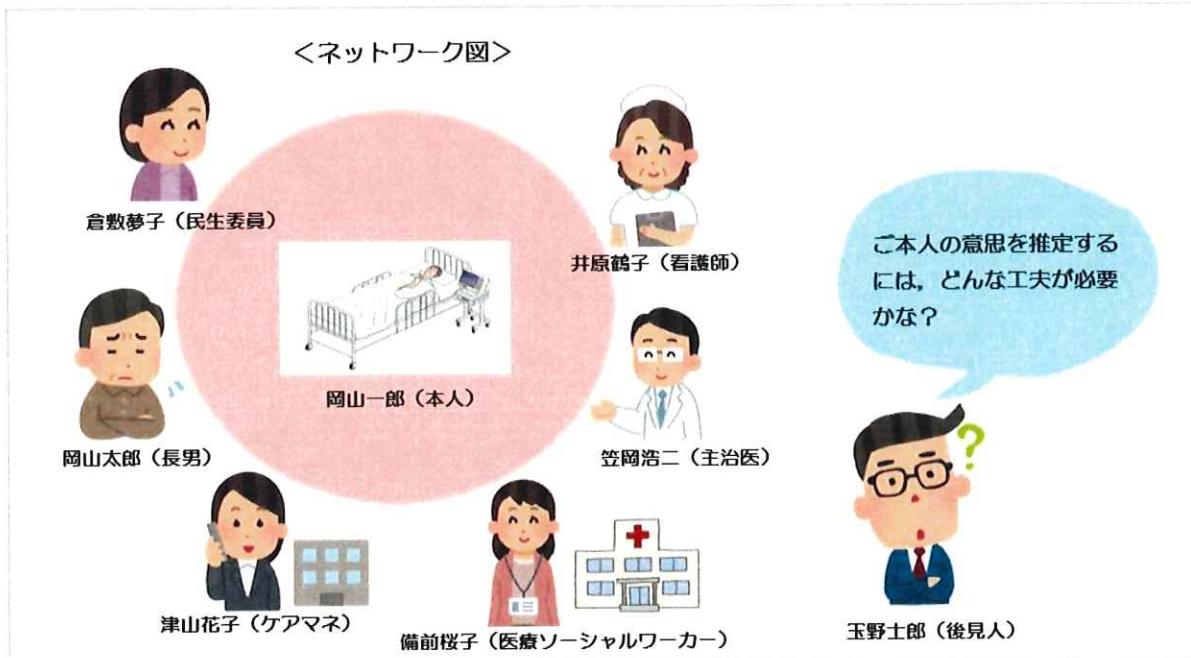
【作成日】令和元年6月17日

本人	岡山一郎	アセスメント実施者	玉野士郎(後見人)
実施日	令和元年6月17日午前11時～12時 (第1回) 場所(本人自宅)		
ミーティング参加者 参加がある場合は□にチェックして( )に立場・姓名等を記入してください	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 親族(長男岡山太郎) <input checked="" type="checkbox"/> ケアマネージャー(津山花子) <input checked="" type="checkbox"/> ヘルパー責任者(美作雅夫) <input type="checkbox"/> その他福祉関係者( ) <input type="checkbox"/> 行政担当者( ) <input type="checkbox"/> その他行政関係者( ) <input type="checkbox"/> 地域包括支援センター( ) <input type="checkbox"/> 障がい者相談支援センター( ) <input type="checkbox"/> 医師( ) <input checked="" type="checkbox"/> 看護師(総社愛子) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 医療ソーシャルワーカー( ) <input type="checkbox"/> その他医療関係者( ) <input checked="" type="checkbox"/> 民生委員(倉敷夢子) <input type="checkbox"/> その他地域関係者( )		
検討した課題は何ですか(居所の選定・親族への経済的支援・重要な財産の処分等)	(居所の選定)下記のとおりの事情により、ミーティングを開催し、本人の生活の場をどうするか、意思決定支援を行うこととした。		
いつ、どこで、誰が問題提起して、本日に至ったのですか	4月1日に自宅でトイレへの移動時に転倒事故が起き、H病院に入院して、5月10日に退院した。その後、以前より転倒リスクが高まった。寂しくなると、夜間も含めて毎日10回以上、近隣住民・親族・後見人などに電話をかけるようになった。仕事が多忙な長男が、本人の在宅生活はもう無理なのではないかと後見人に相談した。		
検討課題に関する本人の考えはもともとはどうでしたか	まだまだ一人でもやっていいける。病院は酒が飲めないので、嫌だった。一方、前回の入院後は、体が思うように動かず、不安はある。心細い時に誰かがいてくれるという安心が得られるなら、施設も良いかも知れない。		
意思を形成する支援	<p>検討課題についてどのような選択肢がありますか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①介護サービスを増やして、在宅を続ける。</li> <li>②施設に入所する。</li> <li>③長男宅に転居して長男一家と同居する。</li> </ul> <p>検討課題についてどのようにわかりやすく情報を提供しましたか</p> <p>①介護サービスの種類・内容・費用等をケアマネージャーに丁寧に説明してもらった。②年金収入で入所可能な施設のパンフレットを本人に見せた。③長男が、部屋の間取りや孫が受験を控えていることで、本人との同居が難しいことを説明した。後見人から、経済的には①でも②でも可能であることを説明した。</p>		
本人が意思を表明する支援	<p>本人が表明した意思(言葉・感情・態度等)をそのまま記入してください</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①体が思うように動かなくなり、不安だし、イライラする。</li> <li>②ヘルパーから生活の細々したことを指摘されるのがストレスだ。今のヘルパーは交代してほしい。</li> <li>③不満や聞いてほしいことがあるから、電話もしてしまうが、やはり家で暮らしたい。</li> </ul> <p>本人の真意をどのように検討しましたか(表明された意思と真意が異なっていましたか)</p> <p>①民生委員から、本人は、家で最期を迎えると普段から話していることが報告され、本人もその想いを強調した。②後見人も、本人から、家は亡妻との思い出が詰まっており、苦労して建てたことを聞いている。③長男から、家族としては、一人暮らしのリスクを考えれば施設に入所する方が安心であるが、それでも家の生活を望むのか確認したところ、本人は、「転倒の危険性があることはわかっているが、家で暮らしたい。」と発言した。</p> <p>本人が表明した意思内容が本人又は第三者の生命、身体その他重大な権利を侵害していませんか、若しくは、経済的な事情等により客観的に著しく実現困難な選択肢を本人が希望し続けていませんか→当てはまる場合は、[別紙2]へ移行してください</p> <p>①看護師によると、主治医も、在宅生活はサービスが整えば十分可能との意見である。ただ、自宅での入浴はリスクが高いので、別の方法を検討する必要があると説明した。②それぞれの立場で、電話による迷惑は、受信者側で調整可能であるとの意見で一致した。③介護サービスを増やすことは本人の収入から問題はない。</p>		
ガイドラインに即して対応したかどうかをチームで確認して、OKであれば、□にチェックしてください	<input checked="" type="checkbox"/> 本人以外の関係者の問題を本人の問題にすり替えていないことを確認した <input checked="" type="checkbox"/> 本人の表面的な言葉を安易に本人の意思と捉えていないか、本人の自己責任としていないかを確認した <input checked="" type="checkbox"/> 支援のしやすさを優先して、支援者のための根拠付けになっていないことを確認した <input checked="" type="checkbox"/> 結論を先に周囲が決めてしまい、後付けの根拠資料として使っていないことを確認した		
チームの方針	<p>検討課題についてどのような方針に決まりましたか(代行決定となった場合も支援方針を記載してください)</p> <p>本人の意思どおり、在宅生活を継続する。「転倒防止」対策⇒ケアマネがすみやかに手すりやポータブルトイレを設置し、入浴のためのデイサービスを導入する。長男は早急に自宅の整理整頓を行う。「不安軽減」対策⇒ヘルパー責任者は、すみやかにヘルパー交代を検討する。長男は電話の回数を増やし、年に数回は自宅を訪問する。その他⇒後見人は介護保険区分変更申請を行う。本人の状況把握のため、3か月毎にミーティングを実施。</p>		

## 意思推定アプローチの実践例（事例2）

\*名称等は、ネットワーク図を参照してください。

この実践例は、意思推定アプローチの進め方を具体的にイメージしていただくために、意思決定支援の実践例（事例1）のその後の事例を前提として作成したものです。



### 1. 令和元年6月17日付けアセスメントシートから1年後の状況

#### ●本人の状況

- ・本人は、自宅内に手すり・ポータブルトイレを設置し、週2回、デイサービスで入浴をするようになった。
- ・デイサービスの送迎のため職員が自宅を訪問したが、本人が出て来なかつた。鍵が開いていたため、自宅に入ると、本人が台所で倒れていた。
- ・救急車で緊急搬送され、検査の結果、脳梗塞であった。
- ・手術によって一命をとりとめたものの、左半身麻痺となり、脳血管性認知症を発症している上、失語症のため、会話をするのにも時間をかけて筆談等の対応が必要である（日によっては、筆談でもわかりにくい。）。
- ・要介護認定の区分変更申請を行ったところ、「要介護4」の認定であった。

### 2. 個別課題の発生（入院から半年後）

- ・入院を継続しながら、リハビリを行っていたが、入院している回復期リハビリテーション病棟の退院期限が迫っている。

- ・医療ソーシャルワーカーから、後見人に対し、本人の退院先についてどうするか意向確認があった。  
⇒ミーティングを開催し、本人が理解できるコミュニケーション手段等を用いて、適切な情報を提供するなどして意思決定支援を行う必要があると判断した。

### 3. ミーティングについて

#### ●事前ミーティング

- ・本人の入院前後の状況を把握するため、医療ソーシャルワーカーと後見人が事前ミーティングを行い、次のとおりミーティングを行うことを決めた。

#### ●人的環境整備

##### ・ミーティングの参加者

- ①本人が信用している人
  - ・県外に居住している長男・民生委員
- ②本人の状況を把握している人
  - ・ケアマネ
  - ・主治医
  - ・看護師
  - ・医療ソーシャルワーカー

##### ・ミーティングの呼びかけについて

長男、民生委員、ケアマネには、後見人から連絡し、入院先の関係者には医療ソーシャルワーカーが調整することとした。

#### ●物的環境整備

##### ・ミーティングの開催場所

入院先の病室

##### ・本人への情報提供の工夫

- ・本人にイメージしてもらえるようタブレット端末で説明する
- ・本人は筆談ができるため、小さなホワイトボードを準備する

### 4. 趣旨説明

- ・ミーティングの趣旨については、本人の調子が良い時を見計らい、医療ソーシャルワーカーが行った。本人は言葉を発することはなかったものの、頷いた。

### 5. ミーティングの様子

- ・主治医から、現在は病状が落ち着いているものの、脳梗塞を再発するリス

クがあり、一人暮らしは勧められること、入院できる期間が限られていること等が説明された。

- ・担当看護師より、排せつや入浴は全介助であるものの、食事はスプーンを使って自分で食べられていること、発語はないものの、話しかけに対しては簡単な筆談ができるなど、病院での様子が説明された。
- ・本人は、表情を変えることなく、黙って話を聞いていた。

#### 意思《形成》支援

- ・本人の状態から、退院先としてとりうる選択肢としては、①療養型で入院できる病院への転院、②施設に入所する、③県外の長男宅に転居し、同居する、の3つが挙げられた。
- ・①については、医療ソーシャルワーカーから、タブレット端末を用いて転院先となりうる病院を紹介した。メリットとしては、病院なので、病状に変化があった時にもすぐに対応できること、費用が比較的安価であること、デメリットとしては、病院なので、本人の状態に合わせた支援や日中活動が難しいこと等が説明された。
- ・②については、後見人から、タブレット端末を用いて本人が通っていたディサービスと同じ系列の特別養護老人ホーム等を紹介した。メリットとしては、本人をよく知っている職員がいること、体操やゲーム等の日中活動があること、デメリットとしては、急変時のリスクがあること、費用面で本人の年金収入だけでは少し足りないため、預金を取り崩すことになること（ただし、預金額は十分にあるため問題はない）が説明された。
- ・③については、長男から、自分も妻も働いており、介護は難しいことが説明された。

#### 意思《表明》支援

- ・本人が一番信頼している民生委員から「遠慮せずに、岡山さんの本当の気持ちを言ってくださいね。」と意思の表明を促してもらい、ホワイトボードを差し出した。
- ・本人は、ペンを握るも何も記載しようとしなかった。
- ・長男から、「お父さん、どうかな。」と語りかけたが、本人は目を閉じたまま動かなかった。
- ・医師より、「声が聞こえていたら、右手を上げてみてください。」と声かけをしたが、本人は動かなかった。
- ・意思決定支援ミーティングの場では本人の意思表明が確認できなかった

ため、1週間後、長男、医療ソーシャルワーカー及び後見人で、再度意思決定支援ミーティングを開催した。医療ソーシャルワーカーが「調子はどうですか」と聞くと、本人は「いい」とホワイトボードに記載した。医療ソーシャルワーカー及び後見人が、本人に対し、時間をかけて、タブレット端末等を利用して説明した。しかしながら、本人の表情は変わらず、ホワイトボードに記載することはなかった。

## 6. 意思推定アプローチ

- ・意思決定支援ミーティングを2回開催するも、本人の意思確認は困難であり、退院の時期が迫っているため、本人ならばどのような意思決定をするのか、意思推定を行うためのミーティングを引き続いて開催することとした。
- ・ミーティングの参加者
  - ①本人のことをよく知る人
    - ・県外に居住している長男・民生委員・ケアマネ
  - ②本人の現在の状況を把握している人
    - ・医療ソーシャルワーカー

## これまでの本人の具体的な発言・エピソード等

- ・民生委員より、本人が「そろそろ一人暮らしあは限界かもな。デイサービス併設の施設は、知り合いもいるし、駅の近くだから、息子も会いに来れるかな。」「入所するならデイ併設の施設だな。」と発言していたのを2~3回聞いたことがあると報告された。
- ・ケアマネより、本人が倒れる前に、施設の空きができるため、本人に施設入所を提案したところ、「まだ行きたくない。」「体が動けなくなつてから考える。」と発言していたことが報告された。
- ・長男より、本人は「お前のところは、都会だから行きたくない。」と話していたこと、本人が家族の写真をとても大切にしていたこと等が説明された。
- ・後見人より、本人は、「長男には迷惑をかけたくない。」「お金のことが心配。」とよく話していたことが説明された。

## ●意思推定可能と判断した

### 【推定される本人の意思】

- ・できれば、亡妻との思い出の詰まった家で生活したいが、一人暮らしができないのであれば、行き慣れたデイサービス併設の特別養護老人ホームに入所する。

【本人の意思推定のための明確な根拠】

- ・本人が倒れる前に、もっとも信頼していた民生委員に対し、「そろそろ一人暮らしは限界かもな。デイサービス併設の施設は、知り合いもいるし、駅の近くだから、息子も会いに来れるかな。」、「入所するならデイ併設の施設だな。」と発言していたこと。

7. 推定された意思《実現》支援

- ・推定された本人の意思は、本人又は第三者の生命・身体・その他重大な権利を侵害するものではないこと、経済的にも問題ないことを確認した。
- ・推定された意思の実現ができるよう支援する。

【後見人】

- ・デイサービス併設の特別養護老人ホームへ入所申込み
- ・後見人が特別養護老人ホームへ入所申込み状況を確認したところ、すぐに入所することはできないものの、ショートステイであれば受入れは可能ということであったため、ケアマネがショートステイの調整を行った。
- ・施設入所が実現すれば、自宅にいるのと変わらないような環境に近づけるよう、亡妻や家族の写真、本人が大事にしていた家具を運び込み、ストレスを感じないような施設生活が送れるよう支援する。

## 個別課題発生時における意思決定支援のためのアセスメントシート

【作成日】令和 2年 11月 2日

本人	岡山一郎	アセスメント実施者	玉野士郎	本人との関係 (後見人)
実施日	令和2年11月1日 午前11時～午後0時 (第1回)			場所(病院病室)
ミーティング参加者 参加がある場合は□にチェックして( )に立場・氏名等を記入してください	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 親族(長男 岡山太郎) <input checked="" type="checkbox"/> ケアマネージャー(津山花子) <input type="checkbox"/> ヘルパー( ) <input type="checkbox"/> その他福祉関係者( ) <input type="checkbox"/> 行政担当者( ) <input type="checkbox"/> その他行政関係者( ) <input type="checkbox"/> 地域包括支援センター( ) <input type="checkbox"/> 障がい者相談支援センター( ) <input checked="" type="checkbox"/> 医師(笠岡浩二) <input checked="" type="checkbox"/> 看護師(井原鶴子) <input checked="" type="checkbox"/> 医療ソーシャルワーカー(備前桜子) <input type="checkbox"/> その他医療関係者( ) <input checked="" type="checkbox"/> 民生委員(倉敷夢子) <input type="checkbox"/> その他地域関係者( )			
検討した課題は何か(居所の選定・親族への経済的支援・重要な財産の処分等)	(居所の選定)退院後の生活の場			
いつ、どこで、誰が問題提起して、本日に至ったのですか	医療ソーシャルワーカーから、後見人に対し、入院している回復期リハビリテーション病棟の退院期限が迫っているため、本人の退院先についてどうするか意向確認があった。			
検討課題に関する本人の考えはもともとはどうでしたか	特になし			
意思を形成する支援	検討課題についてどのような選択肢がありますか			
	①療養型で入院できる病院への転院 ②施設入所する ③県外の長男宅に転居し、同居する			
本人が意思を表明する支援	検討課題についてどのようにわかりやすく情報を提供しましたか			
	①について医療ソーシャルワーカーから転院先となりうる病院について、タブレット端末を用いてメリット・デメリットを説明した。②については、後見人からタブレット端末を用いて、本人が通っていたデイサービスと同じ系列の特別養護老人ホーム等について、メリット・デメリット、費用等について丁寧に説明した。③については、長男から自分も妻も働いており、介護は難しいことを説明した。			
チームの方針	本人が表明した意思(言葉・感情・態度等)をそのまま記入してください			
	ホワイトボードを差し出され、ペンを握ったものの、何も記載せず、目を閉じたまま動かなかった。 医師から「声が聞こえたら、右手を上げてみてください。」と声かけをしたが、動かなかった。			
	本人の真意をどのように検討しましたか(表明された意思と真意が異なっていましたか)			
	不明			
本人が表明した意思内容が本人又は第三者の生命、身体その他重大な権利を侵害していませんか、若しくは、経済的な事情等により客観的に著しく実現困難な選択肢を本人が希望し続けていませんか→当てはまる場合は、[別紙2]へ移行してください				
ガイドラインに即して対応したかどうかを チームで確認して、OKであれば、□にチェックしてください				
<input type="checkbox"/> 本人以外の関係者の問題を本人の問題にすり替えていないことを確認した <input type="checkbox"/> 本人の表面的な言葉を安易に本人の意思と捉えていないか、本人の自己責任としていないかを確認した <input type="checkbox"/> 支援のしやすさを優先して、支援者のための根拠付けになっていないことを確認した <input type="checkbox"/> 結論を先に周囲が決めてしまい、後付けの根拠資料として使っていないことを確認した				
検討課題についてどのような方針に決まりましたか(代行決定となった場合も支援方針を記載してください)				
意思決定支援ミーティングの場では、本人の意思表明がなされず、確認が困難であった。 1週間後に、長男、医療ソーシャルワーカー及び後見人で再度、意思決定支援ミーティングを開催することとした。				

[別紙2]

## 本人の意思推定又は本人にとっての最善の利益に基づく代行決定のためのアセスメントシート

【作成日】令和 2年 11月 9日

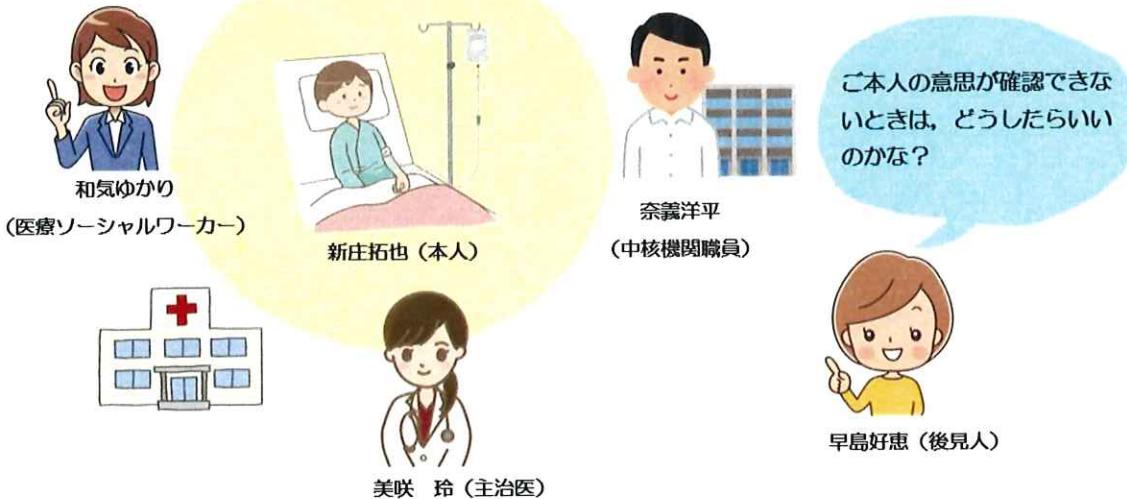
本人	岡山一郎	アセスメント実施者	玉野士郎	本人との関係 (後見人)
実施日	令和 2年 11月 8日 午前11時～午後0時 (第3回) 場所(病院相談室)			
ミーティング参加者 参加がある場合は□にチェックして( ) に立場・氏名等を記入してください	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 親族(長男 岡山太郎) <input checked="" type="checkbox"/> ケアマネージャー(津山花子) <input type="checkbox"/> ヘルパー( ) <input type="checkbox"/> その他福祉関係者( ) <input type="checkbox"/> 行政担当者( ) <input type="checkbox"/> その他行政関係者( ) <input type="checkbox"/> 地域包括支援センター( ) <input type="checkbox"/> 障がい者相談支援センター( ) <input type="checkbox"/> 医師( ) <input type="checkbox"/> 看護師( ) <input checked="" type="checkbox"/> 医療ソーシャルワーカー(備前桜子) <input type="checkbox"/> その他医療関係者( ) <input checked="" type="checkbox"/> 民生委員(倉敷夢子) <input type="checkbox"/> その他地域関係者( )			
検討した課題は何か(居所の選定・親族への経済的支援・重要な財産の処分等)	(居所の選定)退院後の生活の場につき、日時を変えて2回の意思決定支援ミーティングを開催するも、本人の意思確認が困難であった。意思決定の期限が迫っており、これ以上延長すると本人に不利益となるため、本人が意思表明できるとしたらどのような意思になるのか推定できるか検討することとした。			
代行決定がやむを得ない事情は何ですか	<input checked="" type="checkbox"/> 意思《形成》支援、意思《表明》支援を尽くしても、本人が意思決定ができず、かつ、意思決定の期限が迫っており、これ以上先延ばしにすることが本人の不利益となる場合 ⇒ 下記①へ <input type="checkbox"/> 本人の意思内容が、本人又は第三者の生命・身体・その他重大な権利を侵害する場合 ⇒ 下記②へ <input type="checkbox"/> 本人が、経済的な事情等により著しく実現困難な選択肢を希望し続ける場合 <input checked="" type="checkbox"/> 上記を選択した理由: 入院先の病院の退院期限が迫っており、退院先について意思決定支援を尽くしても、ご本人の意思が明確に判断できないことから、意思推定すべきと判断した。			
①本人の意思推定は可能ですか	<input checked="" type="checkbox"/> 推定可能 ⇒ ①本人の意思推定に基づく代行決定へ 可能と判断した理由: 倒れる前に、本人がいろいろな人に自分の将来について、話していたため。 <input type="checkbox"/> 推定困難 ⇒ ②本人にとっての最善の利益に基づく代行決定へ 困難と判断した理由:			
代意思決定に基づく	本人の意思推定のための根拠となり得る本人の言動、エピソード、生活歴、好み等の具体的情報			
	信頼している民生委員には、「そろそろ一人暮らしは限界かもな。」、「入所するならデイ併設の施設だな。」と発言していた。後見人には、「長男には迷惑をかけたくない。」、「お金のことが心配。」とよく話していた。亡妻との思い出が詰まっている自宅にある家族の写真を大切にしている。			
	本人自らが意思決定することができたとすれば、どのような意思決定を行うと推定できますか できれば、亡妻との思い出の詰まった家で生活したいが、一人暮らししかできないのであれば、行き慣れたデイサービス併設の特別養護老人ホームに入所する。 <input type="checkbox"/> 本人の推定意思が、本人又は第三者の生命・身体・その他重大な権利を侵害するものである ⇒ 下記②へ <input type="checkbox"/> 本人の推定意思が、経済的な事情等により著しく実現困難な選択肢である			
②本人に基づく代行最善決定の利益に	把握できる限りの本人の生活歴、好み、価値観等に関する情報			
	選択肢(メリット・デメリット)			
	<input type="checkbox"/> 選択肢① ●メリット ●デメリット <input type="checkbox"/> 選択肢② ●メリット ●デメリット			
	結論: 最善の利益に基づく代行決定の内容及びその理由			
	代行決定の内容:			
	選択した理由:			
ガイドラインに即して対応したかどうかをチームで確認して、OKであれば、□にチェックしてください	<input checked="" type="checkbox"/> 本人が意思決定支援を受ける機会が確保されていたことを確認した <input checked="" type="checkbox"/> 本人にとって重要な情報を十分に確認した <input checked="" type="checkbox"/> 支援のしやすさを優先して、支援者のための根拠付けになつてないことを確認した <input checked="" type="checkbox"/> 結論を先に周囲が決めてしまい、後付けの根拠資料として使っていないことを確認した			
チ ー ム の 方 針	検討課題についてどのような方針に決まりましたか(チームの役割や支援方針等を記載してください)  後見人は、デイサービス併設の特別養護老人ホームへ入所申込みを行う。入所できるまでは、同施設のショートステイを利用する。また、自宅にいるのと変わらないような環境にあるよう、亡妻の写真や家具等を運び込み、ストレスを感じないような施設生活ができるように意思実現支援を行う。施設の職員を含めてチーム会議を開催し、入所時に安心してもらえるような配慮をする。			

## 最善の利益に基づく代行決定の実践例（事例3）

\*名称等は、ネットワーク図を参照してください。

この実践例は、意思決定支援における「最善の利益に基づく代行決定」の進め方を具体的にイメージしていただくために、架空の事例を基に作成したものです。

＜ネットワーク図＞



### 1. 申立てに至る経緯と本人の状況

- 本人は、30代男性。パン工場で就労していたが、通勤途中の交通事故で意識不明の重体となった。その後、本人の意識は回復したが、急性硬膜下血腫、脳挫傷と診断された。
- 本人は未婚で、20代で両親を亡くし、その他の親族もいない状態であった。
- 医療ソーシャルワーカーが中核機関へ相談し、首長申立てで成年後見が申し立てられ、後見人が就任した。

### 2. 個別課題の発生（就任1年後）

- 入院継続しリハビリを行ったところ、乏しかった表情にも笑顔ができるようになり、調子の良い時には簡単な返事が口頭ができるまでに回復した。
- 医療ソーシャルワーカーから、退院時期が迫っているとして、後見人に対し、本人の退院先についてどうするか意向確認があった。

⇒ミーティングを開催し、意思決定支援を行う必要があると判断した。

### 3. ミーティングについて

#### ●事前ミーティング

- ・本人の入院前後の状況を把握するため、医療ソーシャルワーカーと後見人が事前ミーティングを行い、以下のとおりミーティングを行うことを決めた。

#### ●人的環境整備

##### ・ミーティングの参加者

- 本人の状況を把握している人
  - ・主治医
  - ・医療ソーシャルワーカー
  - ・中核機関職員

#### ●物的環境整備

##### ・ミーティングの開催場所

入院先病院の病室

##### ・本人への情報提供の工夫

タブレット端末、ホワイトボード、文字盤などを準備

### 4. 楽旨説明

- ・ミーティングの趣旨については、本人の調子が良い時を見計らい、医療ソーシャルワーカーが行った。本人は少し表情を変え「うん。」と返事した。

### 5. ミーティングの様子

- ・主治医から、排せつや入浴は全介助であるため、常時ケアを受けられる環境が必要であると説明された。また、脳挫傷があるため、これ以上の機能の回復は困難と思われるとの見通しが説明された。

#### 意思《形成》支援

- ・本人の状態から、退院先としてとりうる選択肢としては、①療養型で入院できる病院への転院、②障害者支援施設へ入所する、の2つが挙げられた。
- ・①については、医療ソーシャルワーカーから、タブレット端末を用いて転院先となりうる病院を紹介した。メリットとしては、病院なので、病状に変化があった時にもすぐに対応できること、費用が比較的安価であること、デメリットとしては、病院なので、本人の状態に合わせた支援や日中活動等が難しいこと等が説明された。

- ・②については、後見人から、タブレット端末を用いて、障害者支援施設を紹介した。メリットとしては、日中活動があること、デメリットとしては、急変時のリスクがあること、費用面で本人の年金収入だけでは少し足りないため、預金を取り崩すことになること（ただし、預金額は十分にあるため問題はない）が説明された。

#### 意思《表明》支援

- ・タブレットやホワイトボードを指さしながら反応を確認したが、両方の選択肢に同じように「うん。」という返事であった。
- ・本人の意思表明がなかったため、1週間後、医療ソーシャルワーカー、後見人で再度意思決定支援ミーティングを開催した。しかしながら、本人の反応に変化はみられなかった（[別紙1] の記載例は省略。）。

#### 6. 意思推定アプローチ

- ・意思決定支援ミーティングを2回開催するも、本人の意思確認は困難であり、退院の時期が迫っているため、意思推定を行おうとしたものの、意思推定のためのエピソードや過去の発言などの具体的な情報はなかった。

#### 7. 最善の利益に基づく代行決定

- ・あらゆる支援を試みたものの、意思決定が困難であったことから、本人にとっての最善の利益に基づく代行決定に移行した。
- ・本人の自宅の状況を把握するために自宅を訪問した際に、アイドルのCDやDVDがあった。それらを本人に見せると、いつもより笑顔が多く見られる。
- ・療養型病院か障害者支援施設かという選択肢について、メリット・デメリットを再度検討した。意思形成支援において把握されたメリット・デメリットに加え、本人にとって、好きなアイドルのCDやDVDを自由に楽しむことができる施設であることが確認できたため、障害者支援施設への入所を代行決定した。

[別紙2]

## 本人の意思推定又は本人にとっての最善の利益に基づく代行決定のためのアセスメントシート

【作成日】令和3年3月4日

本人	新庄拓也	アセスメント実施者	早島好恵	本人との関係 (後見人)
実施日	令和3年3月3日 午後2時～3時 (第2回) 場所(病院病室)			
ミーティング参加者 参加がある場合は□にチェックして( ) に立場・氏名等を記入してください	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 口親族( ) <input type="checkbox"/> ケアマネージャー( ) 口ヘルパー( ) 口その他福祉関係者( ) <input checked="" type="checkbox"/> 行政担当者(中核機関職員 奈義洋平) 口その他行政関係者( ) <input type="checkbox"/> 地域包括支援センター( ) 口障がい者相談支援センター( ) <input checked="" type="checkbox"/> 医師(美咲玲) 口看護師( ) <input checked="" type="checkbox"/> 医療ソーシャルワーカー(和気ゆかり) 口その他医療関係者( ) <input type="checkbox"/> 民生委員( ) 口その他地域関係者( )			
検討した課題は何か(居所の選定・親族への経済的支援・重要な財産の処分等)	(居所の選定)退院後の生活の場について、意思決定支援ミーティングを開催するも、本人の意思確認が困難であった。			
代行決定がやむを得ない事情は何ですか	<input checked="" type="checkbox"/> 意思《形成》支援、意思《表明》支援を尽くしても、本人が意思決定ができず、かつ、意思決定の期限が迫っており、これ以上先延ばしにすることが本人の不利益となる場合 ⇒ 下記①へ <input type="checkbox"/> 本人の意思内容が、本人又は第三者の生命・身体・その他重大な権利を侵害する場合 ⇒ 下記②へ <input type="checkbox"/> 本人が、経済的な事情等により著しく実現困難な選択肢を希望し続ける場合 <input checked="" type="checkbox"/> 上記を選択した理由: 入院先の病院の退院期限が迫っており、退院先について意思決定支援を尽くしても、本人の意思確認が困難であったため、代行決定することがやむを得ない状況である。			
①本人の代意思行決定推定に基づく ②本人に基づく代行最決善定の利益に	本人の意思推定は可能ですか	<input type="checkbox"/> 推定可能 ⇒ ①本人の意思推定に基づく代行決定へ 可能と判断した理由: <input checked="" type="checkbox"/> 推定困難 ⇒ ②本人にとっての最善の利益に基づく代行決定へ 困難と判断した理由: 本人の意思を推定できる発言やエピソードなどの情報がない。		
	本人の意思推定のための根拠となり得る本人の言動、エピソード、生活歴、好み等の具体的情報			
	本人自らが意思決定することができたとすれば、どのような意思決定を行うと推定できますか			
	□本人の推定意思が、本人又は第三者の生命・身体・その他重大な権利を侵害するものである	⇒ 下記②へ		
	□本人の推定意思が、経済的な事情等により著しく実現困難な選択肢である			
	把握できる限りの本人の生活歴、好み、価値観等に関する情報			
②本人の自宅に好きだったと思われるアイドルのCDやDVDがあり、それらを本人に見せると、いつもより笑顔が多く見られる。				
選択肢(メリット・デメリット)				
基づく代て行最決善定の利益に	<input checked="" type="checkbox"/> 選択肢① 療養型の病院 ●メリット 医療的なフォローがタイムリーに可能。費用が安い。 <input checked="" type="checkbox"/> 選択肢② 障害者支援施設への入所 ●メリット 日中活動が可能、CDやDVDも自由に視聴可能。			
	●デメリット 日中活動が制限される。 <input checked="" type="checkbox"/> 選択肢①よりは費用がかかる。			
	結論: 最善の利益に基づく代行決定の内容及びその理由			
	代行決定の内容: 障害者支援施設への入所 選択した理由: 日中活動及び本人が好きなCDやDVDの視聴が自由にできる。デメリットについても、現状ではそれほど影響が大きいものではない。			
ガイドラインに即して 対応したかどうかを チームで確認して、OK であれば、□にチェックしてください				
<input checked="" type="checkbox"/> 本人が意思決定支援を受ける機会が確保されていたことを確認した <input checked="" type="checkbox"/> 本人にとって重要な情報を十分に確認した <input checked="" type="checkbox"/> 支援のしやすさを優先して、支援者のための根拠付けになっていないことを確認した <input checked="" type="checkbox"/> 結論を先に周囲が決めてしまい、後付けの根拠資料として使っていないことを確認した				
チ ー ム の 方 針	検討課題についてどのような方針に決まりましたか(チームの役割や支援方針等を記載してください)			
	障害者支援施設への入所に向けて必要な手続を行っていく。 また、数か所の施設を事前に見学できるように支援する。			